

徳島県県土整備部長

区画線等の工事現場における現場代理人の兼務要件の改定について（送付）

このことについては、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」に明記していますが、次のとおり改定しますので、参考に送付します。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

1 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の工事現場への常駐がそれぞれ可能と認めるときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置させるために必要な手続きをしなければならない。

なお、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人を各工事現場に必ず常駐させるとともに、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

(1) 徳島県が発注する2つの工事

ただし、徳島県の県土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。

(2) 工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事、電気通信工事

(3) 当初請負代金額が 500万円未満の工事

2 兼務の手続き

(1) 受注者は、現場代理人を兼務配置させる予定の工事及び現場代理人の兼務要件となる他の工事の各主任監督員と現場稼働日について協議を行う。

(2) 受注者は、協議の結果、現場稼働日が重複しないと判断した場合、「現場代理人兼務届（様式3）」並びに「現場代理人及び主任技術者専任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務配置させる予定工事の発注者に提出する。

(3) 発注者は、受注者からの届出を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員と協議し、現場代理人の常駐が可能か確認を行うものとする。

3 留意事項

(1) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、別の現場代理人を専任し、「現場代理人及び主任技術者専任通知書」を再提出するものとする。

(2) 受注者又は監督員は、工程の変更等により、現場代理人の工事現場への常駐に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行うものとする。

4 適用時期

令和2年4月1日以降に指名通知する工事から適用

(様式3)

# 現場代理人兼務届

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住所

商号又は名称

代表者名

印

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出します。  
なお、工事の施工に当たっては、現場代理人を各工事現場に常駐させるとともに、関係法令等を遵守し、安全管理および工程管理に留意します。

現場代理人	氏名	生年月日	令和 年 月 日
		連絡先	
<b>現場代理人を兼務させる予定の工事</b>			
発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所			
当初請負代金額			申請可能な金額：500万円未満
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
現場稼働日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員名			
<b>現場代理人の兼務となる他の工事</b>			
発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所			
当初請負代金額			申請可能な金額：500万円未満
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
現場稼働日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員名			連絡先

- ※1 現場稼働日については、各工事の主任監督員と協議の上、記入すること。
- ※2 工程の変更等により、現場代理人の工事現場への常駐に支障がでる場合は、監督員と協議し、現場代理人の変更手続きを行うこと。
- ※3 当初請負代金額は、消費税を含むので注意すること。